

日田市国民健康保険運営協議会規則の一部改正について(趣旨)

1. 目的・理由

日田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の成立要件に関し、所要の改正を行うこと。

2. 内容

県内他団体の状況を踏まえて、協議会の会議に係る成立要件の見直しを行うこと。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第4号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

国民健康保険運営協議会の審議を経た上で改正するものであるため。